様式第７号（第５の３関係）

第　　　　号
年　　月　　日

様

岩手県議会議長　　　　　印

公文書の開示について

先に照会しました＿＿＿＿＿に関する情報が記録されている公文書については、次のとおり開示することとしましたので、通知します。

公文書の表示	 （開示することとした情報の内容等）
開示することとした理由	
開示を実施する日	年　　月　　日
担当課	係等名 電話番号（　　　）　　－　　　　内線
備考	

備考１　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、岩手県議会議長に対して書面をもって審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、岩手県議会議長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（Ａ４）